

草津市新型インフルエンザ等対策行動計画

(案)

令和〇年〇月全面改定
草津市

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針等	1
第1章 はじめに	1
第1節 感染症危機を取り巻く状況	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
第3節 草津市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成と感染症危機対応	3
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的と基本的考え方	5
第2節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	7
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	9
第4節 対策推進のための役割分担	11
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組	14
第1章 実施体制	14
第1節 準備期	14
第2節 初動期	16
第3節 対応期	17
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	18
第1節 準備期	18
第2節 初動期	20
第3節 対応期	22
第3章 まん延防止	24
第1節 準備期	24
第2節 初動期	25
第3節 対応期	26
第4章 ワクチン	27
第1節 準備期	27
第2節 初動期	29
第3節 対応期	30
第5章 保健	32
第1節 準備期	32
第2節 初動期	33
第3節 対応期	34
第6章 物資	35
第1節 準備期	35
第7章 市民生活および経済の安定の確保	36
第1節 準備期	36

第2節 初動期.....	38
第3節 対応期.....	39
資料編	41
草津市新型インフルエンザ等対策本部条例	41
用語解説	42

■SDGsについて

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2015年の国連サミットにおいてすべての加盟国が同意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられており、17の目標と169のターゲットで構成されています。

本計画では、特に「3.すべての人に健康と福祉を」「11.住み続けられるまちづくりを」「17.パートナーシップで目標を達成しよう」を関連目標として掲げ、SDGsの視点を踏ました取組を進めます。



第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針等

第1章 はじめに

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降新型コロナウイルス感染症(COVID19)が世界的な大流行(パンデミック)を引き起こすなど、新興感染症*等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症*等の発生のおそれに対する直面していることや、感染症危機*が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症*等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機*に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症および新感染症が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関*、指定地方公共機関*、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生における措置、まん延防止等重点措置*および緊急事態措置*等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあ

*文章中の*印のある用語は、巻末(42ページ以降)に解説を掲載しています。

り、また、国民生活および国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ①新型インフルエンザ等感染症
 - ②指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
 - ③新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- である。

【行動計画の対象となる感染症】

分類	概要等	特徴
新型インフルエンザ等感染症 (感染症法第6条第7項)	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 再興型コロナウイルス感染症	
指定感染症 (感染症法第6条第8項) ※当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る	既知の感染性であって、まん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの	・免疫を獲得していない ・まん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある
新感染症 (感染症法第6条第9項) ※全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る	既に知られている感染性の疾病との病状または治療の結果が明らかに異なるもので、まん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの	

※ 季節性インフルエンザ*やCOVID19、麻疹(はしか)、結核など、感染症法第6条第2項から第6項までの1類～5類感染症*は当計画の対象外。

第3節 草津市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成と感染症危機対応

1. 草津市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成

市では、特措法第8条の規定により、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、平成25年6月に作成された国の新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「政府行動計画」という。)および平成26年3月に作成された滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)に基づき、「草津市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を平成27年1月に作成した。

2. 新型コロナウイルス感染症対応での経験

令和元(2019)年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2(2020)年1月には国内でも新型コロナの感染者が確認された。

その後、同月には閣議決定による政府対策本部(新型コロナウイルス感染症対策本部)が設置され、同年2月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針*の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられ、滋賀県においては県対策本部、本市においても市対策本部を設置し、体制を構築していくこととなった。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言*(特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態*宣言をいう。以下同じ。)の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置*の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナ対応が行われた。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5(2023)年5月8日、新型コロナを感染症法上の5類感染症*に位置付けることとし、同日に政府対策本部及び基本的対処方針*が廃止されたことに伴い、県対策本部、市対策本部も廃止した。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機*が、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。感染症危機*の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では、全ての市民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機*と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

3. 市行動計画の改定

市行動計画の改定は、実際の感染症危機*対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機*でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

令和5(2023)年9月から国の新型インフルエンザ等対策推進会議において新型コロナ対応を振り返り、課題が整理されたところ、

- ・平時の備えの不足
- ・変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・情報発信

が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機*対応を行うにあたっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機*に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であり、このような社会を実現できるよう、市行動計画を全面改定するものである。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的と基本的考え方

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、市民生活および経済にも大きな影響を与えかねない。

このような事態を生じさせないよう、市としては新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じるものとする。

1	感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。
2	市民生活および経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

特に、新型コロナウイルス感染症(COVID19)の流行時において、感染拡大防止のため、地域の行事や団体の活動等の多くが中止されるなど活動が制限された結果、活動が形骸化したり、ノウハウが途切れたりするなど、流行が終息した後も活動等の維持・継続に支障が生じていることから、感染拡大防止と社会活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に行うことにより、市民生活への影響を緩和することが重要である。

2. 基本的考え方

市行動計画は、政府行動計画、県行動計画等を踏まえて、市が担うべき役割を示し、その上で、危機管理としての認識のもと、全庁横断的な取組を国、県および関係機関と連携し、以下の7つの対策項目について、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの各段階の状況に応じて、具体的な対策を講じていくものとする。

1	実施体制
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション*
3	まん延防止
4	ワクチン
5	保健
6	物資
7	市民生活および経済の安定の確保

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、草津市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置し、この行動計画を基に適時適切かつ柔軟に対策を講じるものとする。

3. 市行動計画等の定期的な見直し

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段

であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持および向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行なうことが重要であり、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

訓練の実施等により得られた改善点や、制度の充実、新興感染症*等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、市行動計画やマニュアル等の関連文書について、必要な見直しを行う。

国においては、予防計画*や保健医療計画*をはじめとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、所要の措置を講ずるとしており、県は、政府行動計画の改定を踏まえ、必要に応じ、県行動計画の見直しを行うとしていることから、市は、政府行動計画・県行動計画の改定を踏まえ、必要に応じ、市行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間に関わらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機*管理の実際の対応が行われ、その対応経験をもとに政府行動計画・県行動計画が見直された場合は、市は必要に応じ、市行動計画について所要の見直しを行う。

第2節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1. 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事*のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化およびこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

2. 時期ごとの対応の大きな流れ

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期および対応期)に大きく分けた構成とする。

感染症の特性、感染症危機*の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう、以下のように各時期を整理し、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機*対応を行う。



準備期	初動期	対応期		
		封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 特措法による基本的な感染症対策に移行する時期

○準備期

新型インフルエンザ等が発生する前の平時の段階。

感染症予防に関する市民等への啓発や、有事*における対応体制の定期的な点検および改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

○初動期

国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階。

感染症の急速なまん延およびその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針*が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

○対応期:封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階。

病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、まずは封じ込めを念頭に対応する。

○対応期:病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

○対応期:ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。

○対応期:特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

流行状況が終息する段階。

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下することおよび新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画等に基づき、県、市町または指定地方公共機関*と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1. 平時の備えの整理や拡充

感染症危機*への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、将来に起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、新型インフルエンザ等対策にかかる各種体制の整備やリスクコミュニケーション*等の備え、日頃からの感染症予防や次の感染症危機*への備えに関する普及啓発など、平時の備えの充実を進める。

また、対策の推進にあたっては、対応能力の向上や業務負担の軽減を図るため、DX(デジタル・トランスフォーメーション)の活用を進める。

2. 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活および社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的および社会的に健康であることを確保することが重要である。

このため、科学的知見の集積により把握された病原体の性状、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えるなど、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命および健康の保護と市民生活および社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

また、対策にあたっては、市民等の理解や協力が最も重要であることから、平時から感染症や感染対策の基本的な知識について、可能な限り科学的根拠に基づき、わかりやすく情報提供・共有を行うことにより、適切な判断や行動を促せるようにする。

3. 基本人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、リスクコミュニケーション*の観点からも、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より配慮が必要な方々に留意する。感染症危機*にあたっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事*における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置*や緊急事態措置*を講ずる必要がないこともありますと得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5. 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、県対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市は、必要に応じて、県に対して総合調整を行うよう要請する。

6. 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機*下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄の整備や、避難所施設の確保、自宅療養者等の避難のための情報共有等の県との連携体制の整備等を進める。感染症危機*下で地震等の災害が発生した場合には、市は、県や市町と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

7. 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施にかかる記録を作成し、保存し、公表する。

第4節 対策推進のための役割分担

1. 市の役割

市は、政府行動計画、県行動計画を踏まえて、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生前は、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、新型インフルエンザ等の発生した場合は、基本的対処方針*に基づき、市域にかかる新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する。対策の実施にあたっては、県や近隣の市と緊密な連携を図る。

2. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体、指定公共機関*および指定地方公共機関*が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は世界保健機関(WHO)等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等およびこれにかかるワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査および研究にかかる国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検および改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針*を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

3. 県の役割

県は、特措法および感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針*に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応を行う。

平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣に関する医療措置協定*を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関または医療機関と平時に検査措置協定*を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査および宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事*の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

4. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具*をはじめとした必要となる感染症対策物資等*の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画*の策定および滋賀県感染症対策連携協議会*等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療および通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。

5. 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

なお、指定公共機関*とは政令で定められた独立行政法人等の公共的機関および医療、医薬品等の製造または販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人であり、指定地方公共機関*とは、指定公共機関*以外で県内において県知事が指定するものをいう。

6. 登録事業者*の役割

特措法第28条に規定する特定接種*の対象となる医療の提供の業務または市民生活および経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

7. 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

8. 市民等の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組

第1章 実施体制

感染症危機*は市民の生命および健康、市民生活や地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市が危機管理の問題として取り組む必要がある。このことから、市および事業者、国、県等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集を行い、的確な施策判断と実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護し、市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

第1節 準備期

1. 市行動計画の見直し

- ① 市は、特措法の規定に基づき、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画およびマニュアルの策定を行い、必要に応じて見直していく。なお、市行動計画の見直しの際は、必要に応じて有識者会議を設置するなど、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。【健康福祉部、関係部局】

2. 訓練の実施

- ① 市は、政府行動計画および県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練を実施する。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

3. 市の体制整備・強化

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するため、有事*において縮小すべき業務と維持すべき業務を整理した業務継続計画*の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。【総合政策部、その他全部局】
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の育成に努める。【健康福祉部、関係部局】

4. 県および市町、関係機関等の連携の強化

- ① 市は県および関係市町、指定地方公共機関*と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認、訓練を実施する。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】
- ② 市は県および関係市町、指定地方公共機関*とともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体等と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

- ③ 市は、「第3節 対応期」の「1-(2)職員の派遣・応援への対応」に記載している特定新型インフルエンザ等対策*の事務の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整を行う。【総合政策部、健康福祉部】

第2節 初動期

1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

- ① 市は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、関係部局間で情報共有を行う。【総合政策部、健康福祉部、その他全部局】

2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。【総合政策部、健康福祉部】
- ② 市は、必要に応じて「第1節 準備期」の「3. 市の体制整備・強化」を踏まえ、必要な人員体制の整備・強化が図れるよう、全庁的な対応を進める。なお、業務の増大を想定し、早期の応援体制の構築を検討する。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生およびその可能性がある事態を把握した際には、国からの財政支援を活用するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。【総務部、関係部局】

第3節 対応期

1. 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

(1) 対策の実施体制

- ① 市は、感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、市民生活や社会経済活動に関する情報等を継続的に提供・共有する。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】
- ② 市は、国の基本的対処方針*や県の対応に基づき、市が実施すべき必要な新型インフルエンザ等対策を協議、実施する。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。【総合政策部、その他全部局】

(2) 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策*の事務の代行を要請する。【総合政策部】
- ② 市は、特定新型インフルエンザ等対策*を実施するために必要があると認めるときは、他の市町または県に対して応援を求める。【総合政策部】

(3) 必要な財政上の措置

- ① 市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。【総務部、関係部局】

2. 緊急事態措置の検討等について

(1) 緊急事態措置の手続き

- ① 市は、緊急事態宣言*がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、市域に係る緊急事態措置*を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置*に関する総合調整を行う。【総合政策部、健康福祉部】

3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

- ① 市は、新型インフルエンザ等緊急事態*解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態*が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。ただし、必要があると本部長が認めるときは、引き続き市対策本部を設置することができる。【総合政策部、健康福祉部】

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機*においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあることから、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーション*を行い、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、平時から、市は市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機*に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーション*の在り方を体系的に整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

第1節 準備期

1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

(1) 感染症に関する情報提供・共有

① 市は、予防的対策として、平時から新型インフルエンザ等の予防およびまん延の防止に関する情報を市民、医療機関および事業者等に提供・共有する。なお、情報提供にあたっては、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などの情報について、市ホームページ等の各種媒体を利用し、わかりやすい提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染防止にも大きく寄与することについて啓発する。【健康福祉部】

② 保育施設や学校、職場等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすく、また、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は、平時から、各施設に対し、感染症や公衆衛生対策について情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、こどもに対するわかりやすい情報提供・共有を行う。【環境経済部、健康福祉部、こども若者部、教育委員会、関係部局】

(2) 偏見・差別の防止等に関する教育・啓発

① 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されないこと等について教育・啓発を行う。【総合政策部、教育委員会、関係部局】

(3) 傷・誤情報に関する啓発および正しい知識・情報の発信

① 感染症危機*において、偽・誤情報が流布し、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック（※信頼性の高い情報とそうでない情報が入り混じって不安や恐怖とともに急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、市は、各種媒体を活用し、

偽・誤情報に関する啓発および正しい知識・情報の発信を行う。【総合政策部、教育委員会、関係部局】

2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

(1)情報提供・共有について

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に関係機関等に対し、既存のネットワーク等を通じて情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有のあり方を整理する。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】
- ③ 市は、有事*において、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報をはじめ、必要と認める情報を、県から円滑に提供を受けられるよう、当該情報連携にかかる具体的な手順についてあらかじめ県と共有する。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

(2)双方向のコミュニケーションに向けた取組の推進

- ① 市は、可能な限り双方向のコミュニケーション*に基づいたリスクコミュニケーション*を適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等を整理する。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの一般的な問い合わせに対応できるよう、国・県からの要請に基づき、コールセンター等を設置する準備を進める。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】
- ③ 市は、市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、リスクコミュニケーション*の取組を推進するとともに、手法の充実や改善に努める。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

第2節 初動期

1. 情報提供・共有について

- ① 市は、「第1節 準備期」にあらかじめ整理された方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、県等から提供された新型インフルエンザ等の特性、発生状況、有効な感染防止対策について、当該感染症に関する全体像がわかるよう、情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

- ② 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じて市ホームページトップ画面に特設メニューを設置する。【総合政策部】
- ③ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、関係機関など既存のネットワーク等を通じた情報提供・共有を行う。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】
- ④ 市は、県からの情報提供に基づき、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知を行う。【健康福祉部】

2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、コールセンター等に寄せられた意見の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーション*に基づくリスクコミュニケーション*を行うよう努める。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】
- ② 市は、ホームページにQ&A等を掲載するとともに、国・県からの要請を受けてコールセンター等を設置する。コールセンター等に寄せられた質問事項等を整理し、情報提供・共有する内容に反映する。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

3. 偽・誤情報や偏見・差別等への対応

- ① 市は、国や県から提供される、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】
- ② 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであって、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されないことや、法的責任を伴い得ることを啓発するとともに、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

あわせて、偏見・差別等に関する 情報を整理し、市民等に周知するとともに、感染症

に関する人権侵害の相談窓口の設置等により、人権侵害の被害者等からの相談に迅速に対応できるよう努める。【総合政策部、教育委員会、関係部局】

第3節 対応期

1. 情報提供・共有について

① 市は、準備期にあらかじめ整理された方法等を踏まえ、利用可能であらゆる情報媒体を整備・活用し、県等から提供された新型インフルエンザ等の特性、発生状況、有効な感染防止対策について、当該感染症に関する全体像がわかるよう、情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

② 市は、初動期に設置した市ホームページトップ画面への特設メニューを活用し、市民等の情報収集の利便性向上に努める。【総合政策部】

③ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、関係機関など、既存のネットワーク等を通じた情報提供・共有を行う。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

④ 市は、県からの情報提供に基づき、地域の医療提供体制や、相談センター*および受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について市民等に周知する。【健康福祉部】

2. 双方向のコミュニケーションの実施

① 市は、コールセンター等に寄せられた意見の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーション*に基づくリスクコミュニケーション*を行うよう努める。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

② 市は、ホームページのQ&A等を改定するとともに、必要に応じてコールセンター等の体制を見直す。コールセンター等に寄せられた質問事項等を整理し、情報提供・共有する内容に反映する。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

3. 偽・誤情報や偏見・差別等への対応

① 市は、国や県から提供される、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

② 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであって、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されないことや、法的責任を伴い得ることを啓発するとともに、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

あわせて、偏見・差別等に関する 情報を整理し、市民等に周知するとともに、感染症

に関する人権侵害の相談窓口の設置等により、人権侵害の被害者等からの相談に迅速に対応できるよう努める。【総合政策部、教育委員会、関係部局】

4. 国・県のリスク評価に基づく方針の決定・見直しにかかる対応

(1)封じ込めを念頭に対応する時期

① 国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、国が国民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、国や県から提供される情報に基づき、情報提供・共有を行う。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

(2)病原体の性状に応じて対応する時期

①病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、国や県から提供される情報に基づき、情報提供・共有を行う。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

②子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、国や県から提供される情報に基づき、情報提供・共有を行う。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

(3)特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

① ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下することおよび新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、情報提供・共有を行う。

また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーション*を行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活および社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。特に、市民の生命および健康を保護するため、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが求められ、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、有事*において国のまん延防止等重点措置*や緊急事態措置*、県のまん延防止対策を鑑み、本市におけるまん延防止対策を実施するとともに、措置等による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

第1節 準備期

1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策において想定される対策の内容やその意義について周知啓発を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、平時からの感染症対策の必要性について理解促進や準備を図る。【総合政策部、健康福祉部】
- ② 市は、手洗い、換気、マスク着用等の咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター*に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うことなどの有事*の対応等について、平時から理解促進を図る。【総合政策部、健康福祉部、こども若者部、教育委員会、関係部局】
- ③ 市は、まん延防止等重点措置*による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態*における緊急事態措置*による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

第2節 初動期

1. 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 市は、国からの要請に基づき、業務継続計画*に基づく対応の準備を行う。【総合政策部】
- ② 市は、手洗い、換気、マスク着用等の咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター*に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うことなどの有事*の対応等について、周知を行う。【総合政策部、健康福祉部、子ども若者部、教育委員会、関係部局】

第3節 対応期

1. まん延防止対策の内容

(1) 基本的な感染対策にかかる要請等

- ① 市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じて徹底することを要請する。【総合政策部、健康福祉部、こども若者部、教育委員会、関係部局】

(2) 市民に対する要請等

- ① 県が集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行った場合、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行った場合は、市は、市民に対し外出自粛要請や、移動自粛要請についての周知を行う。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

(3) 事業者に対する要請等

- ① 市は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、または徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の従業員への配慮等を協力要請する。【総合政策部、環境経済部、健康福祉部、関係部局】
- ② 市は、国および県からの要請に基づき、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。【健康福祉部】

(4) 学校等に対する要請等

- ① 市は、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、市は、地域の感染状況等に鑑み、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、または休校)等を学校・保育施設等の設置者に要請する。【総合政策部、健康福祉部、こども若者部、教育委員会】

第4章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に收めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

このため、市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

第1節 準備期

1. ワクチンの接種に必要な資材等について

(1)ワクチンの接種に必要な資材

① 市は、平時から予防接種に必要となる資材等の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。【健康福祉部】

(2)ワクチンの流通にかかる体制の整備

① 市は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県との連携の方法および役割分担について協議の上、県におけるワクチンの流通体制の構築に協力する。【健康福祉部】

(3)ワクチンの供給体制

① ワクチンを供給するにあたって、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる場合に備え、市は、適宜、事業者の把握に努める。【健康福祉部】

② 市は、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。【健康福祉部】

(4)特定接種の基準に該当する事業者の登録等

① 市は、国が進める特定接種*にかかる事業者の登録について、周知に協力する。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

2. ワクチン接種体制の構築

(1)接種体制

① 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に特定接種*または住民接種*の実施が可能となるよう、定期接種も含めた予防接種の目的や制度の仕組みを住民に正確に伝え、理解を得るよう努める。【健康福祉部】

② 市は、医師会等と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資材等の確保など接種体制の構築に向けて検討し、接種体制の構築に必要な訓練等を平時から行う。【健康福祉部】

(2)特定接種

① 市は、国からの要請を受けて、特定接種*の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種*が実施できるよう接種体制の構築を図る。【健康福祉部】

(3)住民接種

- ① 市は、平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。
- (ア)市は、国や県等の協力を得ながら、市域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。【健康福祉部】
- (イ)市は、円滑な接種の実施のため、国のシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。【健康福祉部】
- (ウ)市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の具体的な実施方法について準備を進める。【健康福祉部、教育委員会、関係部局】

3. 情報提供・共有

- ① 市は、予防接種の目的や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。【健康福祉部】
- ② 市は、定期予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済および住民への情報提供等を行う。【健康福祉部】

第2節 初動期

1. ワクチンの接種に必要な資材等について

- ① 市は、準備期において必要と判断し準備した資材等について、適切に確保する。【健康福祉部】

2. ワクチン接種体制の構築

(1)接種体制

- ① 市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。【健康福祉部】

(2)特定接種

- ① 市は、医師会等の協力を得て、その接種に必要な医療従事者の確保を図る。【健康福祉部】

(3)住民接種

- ① 市は、接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。【健康福祉部】

- ② 接種の準備にあたっては、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。【総合政策部、健康福祉部】

- ③ 市は医師会等の協力を得て、その接種に必要な医療従事者の確保を図るとともに、医師会、近隣市町、医療機関、健診機関等と接種会場の確保について協議を行う。【健康福祉部】

- ④ 市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県、医師会等の関係団体と連携する。【健康福祉部】

- ⑤ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。【健康福祉部】

3. 情報提供・共有

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性および安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、住民の理解促進を図る。【健康福祉部】

第3節 対応期

1. ワクチンの接種に必要な資材等について

- ① 市は、国からの要請を受け、ワクチンの流通、需要量および供給状況の把握について、第1節 準備期で想定したワクチンの供給体制を踏まえて行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないよう、また、接種実施医療機関等の接種可能な量となるように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

【健康福祉部】

- ② 市は、国からの要請を受け、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行い、管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。【健康福祉部】

2. 接種体制

- ① 市は、「第2節 初動期」に構築した接種体制に基づき接種を行う。【健康福祉部】
- ② 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の判断により追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように国や県、医療機関と連携して接種体制の継続的な整備に努める。【健康福祉部】

2-1. 特定接種

(1)地方公務員に対する特定接種の実施

- ① 国が、特定接種*を実施することを決定した場合において、市は、国や県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種*を行う。【総合政策部、環境経済部、健康福祉部】

2-2. 住民接種

(1)予防接種の準備

- ① 市は、国および県と連携して、接種体制の準備を行う。【健康福祉部】

(2)予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、「第1節 準備期」および「第2節 初動期」に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。【健康福祉部】
- ② 市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設、社会福祉施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。【健康福祉部】

(3)接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、接種に関する情報提供・共有を行う。【健康福祉部】
- ② 市は、接種を希望する者が、接種機会を逸すことのないよう、適切に接種勧奨および周知・啓発を行う。【健康福祉部】

(4)接種記録の管理

- ① 市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種にかかる記録を閲覧できるよう、国が整備するシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。【健康福祉部】

3. 副反応疑いの報告等

(1)ワクチンの安全性にかかる情報の収集および提供

- ① 市は、ワクチンの安全性について、国や県から提供される予防接種後の副反応疑い報告や最新の科学的知見、海外の動向等を基に、適切な安全対策や市民等への適切な情報提供・共有を行う。【健康福祉部】

(2)健康被害に対する速やかな救済

- ① 市は、予防接種法に基づく予防接種の実施により健康被害が生じたと認定した者について、予防接種健康被害救済制度に基づき、住民接種*の場合、給付の実施主体として給付を行う。なお、特定接種*の場合は、特定接種*の実施主体が給付の実施主体として給付を行う。【健康福祉部】
- ② 市は予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。【健康福祉部】

4. 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種体制、各種相談窓口、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。【健康福祉部】

第5章 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、県は、住民の生命および健康を守るため、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施する。特に、感染症有事*には、圏域ごとに情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う。

のことから、市は、平時から県と迅速な情報共有のあり方の検討と連携の基盤作りを行うとともに、有事*においては県が行う感染症対応業務を支援・協力する。

第1節 準備期

1. 連携体制の構築

① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県を中心に、平時から保健所や近隣市町、感染所指定医療機関、消防機関等の関係機関・団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。【健康福祉部】

2. 市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーション

① 市は、国や県から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法やコールセンター等の設置をはじめとする市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーション*の在り方などについて、あらかじめ検討を行い、有事*において速やかに感染症情報を市民へ提供・共有できる体制を構築する。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

第2節 初動期

1. 市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、国等が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q&Aの公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーション*を行い、リスク認識や対策の必要性を共有する。【総合政策部、健康福祉部、関係部局】

第3節 対応期

1. 県等が行う感染症対応業務との連携

(1) 健康観察および生活支援

- ① 市は、県が行う健康観察*に協力する。【総合政策部、健康福祉部】
- ② 市は、県が行う要配慮者等への自宅療養体制の整備を支援するため、県から当該患者やその濃厚接触者*に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者*が日常生活を営むために必要なサービスの提供または物品の支給に協力する。【総合政策部、まちづくり協働部、健康福祉部、こども若者部】

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の促進を図るために必要な情報を県と共有する。【健康福祉部】
- ② 市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などの対策について、市民に対し情報提供・共有を行う。【健康福祉部】

第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等*の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等*の不足により、所掌事務や新型インフルエンザ等対策業務の円滑な実施が滞り、市民の生命および健康や市民生活への影響が生じることを防ぐことが重要である。そのため、市は、感染症対策物資等*の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事*に必要な感染症対策物資等*が確保できるようにする。

第1節 準備期

1. 感染症対策物資の備蓄

- ① 市は、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等*を備蓄等とともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、草津市地域防災計画で定める物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【総合政策部、健康福祉部】
- ② 市は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等*の備蓄・配置に努めるよう呼びかける。【健康福祉部】

第7章 市民生活および経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命および健康に被害が及ぶとともに、市民生活および社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や市民に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活および社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第1節 準備期

1. 情報共有体制の整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、庁内および関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。【総合政策部、健康福祉部、その他全部局】

2. 支援の実施にかかる仕組みの整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施にかかる行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを活用するなど、適切な仕組みの整備を行う。【全部局】

3. 物資および資材の備蓄

- ① 市は、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等*を備蓄等とともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、草津市地域防災計画で定める物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【総合政策部、健康福祉部】
- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。【総合政策部、健康福祉部】

4. 生活支援を要する者への支援等の準備

- ① 市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等および支援を必要とする子どものいる世帯への生活支援(見回り、介護、医療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者等の把握とともにその具体的な手続を決めておくものとする。【総合政策部、まちづくり協働部、健康福祉部、こども若者部】

5. 火葬能力等の把握

- ① 市は、県および近隣市町と連携し、火葬場の火葬能力および一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。【まちづくり協働部】

6. 地域活動等の継続のための支援

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時において、市民や関係団体等が、地域活動等を一定の水準を維持しながら継続できるよう、平時から連携を図る。【まちづくり協働部、健康福祉部、その他全部局】

第2節 初動期

1. 生活支援を要する者への支援等の準備

- ① 市は、市域内での感染拡大に備え、高齢者、障害者等の要配慮者等および支援を必要とする子どものいる世帯への生活支援(見回り、介護、医療、食事の提供等)について準備を行う。【総合政策部、まちづくり協働部、健康福祉部、こども若者部】

2. 遺体の火葬・安置

- ① 市は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が生じた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。【まちづくり協働部】

3. 地域活動等の継続のための支援

- ① 市は、市民や関係団体等が、地域活動等を一定の水準を維持しながら継続できるよう、双方のコミュニケーション*を通じて、活動継続の方法をともに検討する。【まちづくり協働部、健康福祉部、その他全部局】

第3節 対応期

1. 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

(1) 心身への影響に関する施策

- ① 市は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル*予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。【健康福祉部、こども若者部、教育委員会、関係部局】

(2) 生活支援を要する者への支援

- ① 市は、必要に応じ、高齢者、障害者等の要配慮者等および支援を必要とする子どものいる世帯への生活支援（見回り、介護、医療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。【総合政策部、まちづくり協働部、健康福祉部、こども若者部】

(3) 教育および学びの継続に関する支援

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等を行った場合は、必要に応じ、教育および学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。【教育委員会】

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民生活および経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【環境経済部】

- ② 市は、国や県が生活関連物資等の価格の安定等のために実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口の充実を図る。【環境経済部】

- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。【環境経済部】

- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資もしくは役務または国民経済上重要な物資もしくは役務の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。【環境経済部】

(5) 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、遺体の搬送作業および火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設および遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保するものとする。【まちづくり協働部】

- ② 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力をを行う。【まちづくり協働部】

2. 地域活動等の継続のための支援

- ① 市は、市民や関係団体等が、地域活動等を一定の水準を維持しながら継続できるよう、双方向のコミュニケーション*を通じて、活動継続の方法をともに検討する。【まちづくり協働部、健康福祉部、その他全部局】

3. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1) 事業者に対する支援

- ① 市は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営および市民生活への影響を緩和し、市民生活および経済の安定を図るため、その影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。【全部局】

(2) 市民生活および経済の安定に関する措置

- ① 市は、新型インフルエンザ等緊急事態*において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。【上下水道部】

(3) 市民生活および地域経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

- ① 市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活および地域経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。【全部局】

資料編

草津市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年6月30日

条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、草津市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理し、本部長に事故あるときまたは本部長が欠けたときはその職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長および本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換および連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

用語解説

	用語	解説
ア行	医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
力行	感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命および健康ならびに国民生活および国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
	感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資ならびにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資および資材。
	季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型またはA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
	基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
	業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
	緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨および緊急事態措置を実施すべき期間、区域およびその内容を公示すること。

	用語	解説
力行	緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命および健康を保護し、ならびに国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようするため、国、地方公共団体ならびに指定公共機関および指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限または停止等を要請すること等が含まれる。
	健康観察	感染症法第44条の3第1項または第2項の規定に基づき、都道府県知事または保健所設置市等の長が、当該感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者または当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求める。
	検査措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等にかかる検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
	個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サ行	滋賀県感染症対策連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。
	指定公共機関 指定地方公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関および同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
	住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命および健康に著しく重大な被害を与え、国民生活および国民経済の安定が損なわれることのないようするため緊急の必要があると認めるときに、対象者および期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

	用語	解説
サ行	新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、または及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
	新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
	相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等または患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
	双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む県民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
タ行	登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
	特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法および感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
	特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供ならびに国民生活および国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
	都道府県等	都道府県、保健所設置市(地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に定める市)および特別区。
ナ行	濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
ハ行	フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

	用語	解説
ハ行	保健医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
マ行	まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
ヤ行	有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
	予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県および保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
ラ行	リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
数字	5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日に5類感染症に位置付けられた。